

平成20年度(2008年度)

大阪府立生野聴覚支援学校

(旧 大阪府立生野聾学校)

# 通級指導教室 要項



大阪府立生野聴覚支援学校 通級指導教室

(旧 大阪府立生野聾学校)

〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号

06-6717-3366(代表) FAX 06-6717-5865

06-6717-3368(小学部)

E-mail: [Tukyu2@ikuno-r.osaka-c.ed.jp](mailto:Tukyu2@ikuno-r.osaka-c.ed.jp)

HP: <http://www.osaka-c.ed.jp/ikuno-r/>



# 目次

## 教室の概要

- 1 教室の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本校の通級指導教室および児童生徒の経過・・・・・・・・ 1

## 教室のしくみ

- 1 対象児童生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 通級指導教室の業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 通級指導日及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 通級指導開始から終了までのシステム・・・・・・・・ 4～5

年間の主な活動、年間計画 6～7

## 運営の実際

- 1 通級指導教室のお知らせ(教育相談募集要項)・・・ 8～10
  - 2 教育相談について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～13
  - 3 在籍学校への通級事務連絡・・・・・・・・・・・・ 14～15
  - 4 指導記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 5 在籍学校への指導報告・・・・・・・・・・・・ 17～18
  - 6 通級指導終了の通知・・・・・・・・・・・・ 18
- 通級に関する法令等抜粋・・・・・・・・・・・・ 19～20

## 教室の概要

### 1 教室の設置基準

平成5年1月28日文部省より「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、平成5年4月1日から施行されました。同時に「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程」が告示、施行されました。これらに関係した文部省の通知（通達）が、平成5年1月28日にだされました。

その後、平成13年3月31日公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令153号）が公布されました。その第7条の6「聾学校の小学部または中学部において、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）で文部科学大臣が定める心身の故障を有するものに対して当該心身の故障に応じた特別な指導が行われる場合にあっては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第11条」に準拠して、本校に通級指導教室を設置します。平成14年5月27日に文科省通知（14文科初第291号）「障害のある児童生徒の就学について」が出され、本校では平成16年度より、聾学校通級指導担当教員2名配置、通級指導教室が開設されました。

### 2 本校の通級児童生徒の経過

年度	通級児童生徒	計	在籍地	指導内容	担当者
平成16年度 (2004年度)	小学生11名 *定期教育相談 1名	12名	大阪市、豊中市、箕面市、 茨木市、高槻市、交野市、 門真市、松原市、富田林市	聴能 発音・発語 ことば	通級担当者2名 発音担当教員2名
平成17年度 (2005年度)	小学生22名 中学生1名 *定期教育相談 2名	25名	大阪市、豊中市、箕面市、 吹田市、茨木市、高槻市、 枚方市、門真市、東大阪市 八尾市、柏原市、藤井寺市 富田林市、大阪狭山市	聴能 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者2名 発音担当教員2名
平成18年度 (2006年度)	小学生21名 中学生2名	23名	大阪市、豊中市、箕面市、 茨木市、高槻市、交野市、 門真市、東大阪市 八尾市、柏原市、藤井寺市	聴能 発音・発語 ことば	通級担当者2名 発音担当教員1名
平成19年度 (2007年度)	小学生23名 中学生3名	26名	大阪市、豊中市、吹田市 枚方市、茨木市、高槻市、 交野市、寝屋川市、大東市、 門真市、東大阪市、八尾市、 松原市、柏原市、藤井寺市、 羽曳野市	聴能 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者2名 発音担当教員1名 聴能・英語担当 教員1名

\* 難聴学級在籍児で担当教員に対する支援

## 教室のしくみ

### 1 対象児童・生徒

- (1) 聴覚障がいをもつ通常学級在籍の小学生・中学生
- (2) 軽度の言語障がいをもつ通常学級在籍の小学生・中学生
- (3) その他、定員に余裕がある場合は、次の児童生徒を対象とする。

聴覚に関するケアに支援が必要な養護学級在籍の児童生徒

なお、上記の対象児童生徒については、少なくとも学期一度の担当者の付き添いを必要とします。

\* 難聴学級在籍の児童生徒は通級指導の対象にはなりません。

難聴学級在籍の児童生徒の教育相談、支援は、聴覚障がい教育支援部が行っています。

### 2 基本方針

- (1) 通級する児童生徒が個々の障がいの状況を正しく認識し、障がいに基づく困難を改善・克服できるよう個別に支援する。
- (2) 聴覚障がい児のセンター校として聴覚障がい児の集団活動を保障し、聴覚障がい者として生きる力を培えるように支援する。
- (3) 通級する児童生徒が在籍学校で、より充実した学校生活が過ごせるように支援する。
- (4) 適切な支援ができるように、保護者や在籍学校との連携を密にする。

### 3 指導方針

- (1) 教育相談結果に基づき、内容・方法・形態に考慮した個別指導計画を立て、個々の児童のニーズに沿った指導を行う。
- (2) 本校児童生徒と共に活動（学習）する場を設け、通級する児童に聴覚障がい児の集団活動を保障する。そのことにより、聴覚障がい者として展望と誇りを持って生きていけるようにする。
- (3) コミュニケーションの多様な手段を紹介するとともに、その能力や意欲を育成し、人間関係を切り開けるように指導する。
- (4) 障がいに由来する諸問題について児童生徒・保護者・関係者からの相談を受け止め、ともに考える。

## 5 業務内容

### (1) 通級に関する教育相談（義務教育児童生徒）

聞こえに関する諸検査、発音に関する諸検査

子ども、保護者との面談

\* なお、幼児の教育相談は幼稚部でおこなっています。また、小・中学部でも、該当する児童生徒の教育相談を行っていますのでご利用ください。

### (2) 通級指導（子どものニーズに合わせて決める）

自立活動に関する指導（定期的検査を含む）一人当たり1～3単位時間

a 聴能（個別指導・グループ指導）

b 発音（個別指導・グループ指導）

c コミュニケーション（主としてグループ指導）

補聴器の検査・適合等

\* 通級指導の開始に当たって「教室開き(入級式)」を行います。

### (3) 在籍校との連携（具体的な手続きは要項参照）

学校長・担任への指導計画（年度当初）や到達点等の報告（学期に1回）

学級担任、養護学級担任等による通級指導の参観・懇談の受け入れ

指導に関する相談

在籍学校での聴覚障がいの理解等に関する支援活動

### (4) 巡回指導

府・市教育委員会と相談の上、通級距離や身体的状況及び子どものニーズ等を考慮して検討する。

### (5) 集団活動の保障

通級児・生徒の交流会

本校児童・生徒との交流会等

## 6 通級指導日及び時間

週1回 月・火・水・金曜日（木曜日は教育相談日）

1時間目 PM 2：15～3：00

2時間目 3：15～4：00

3時間目 4：15～5：00

\* 保護者への支援は別個に行います。

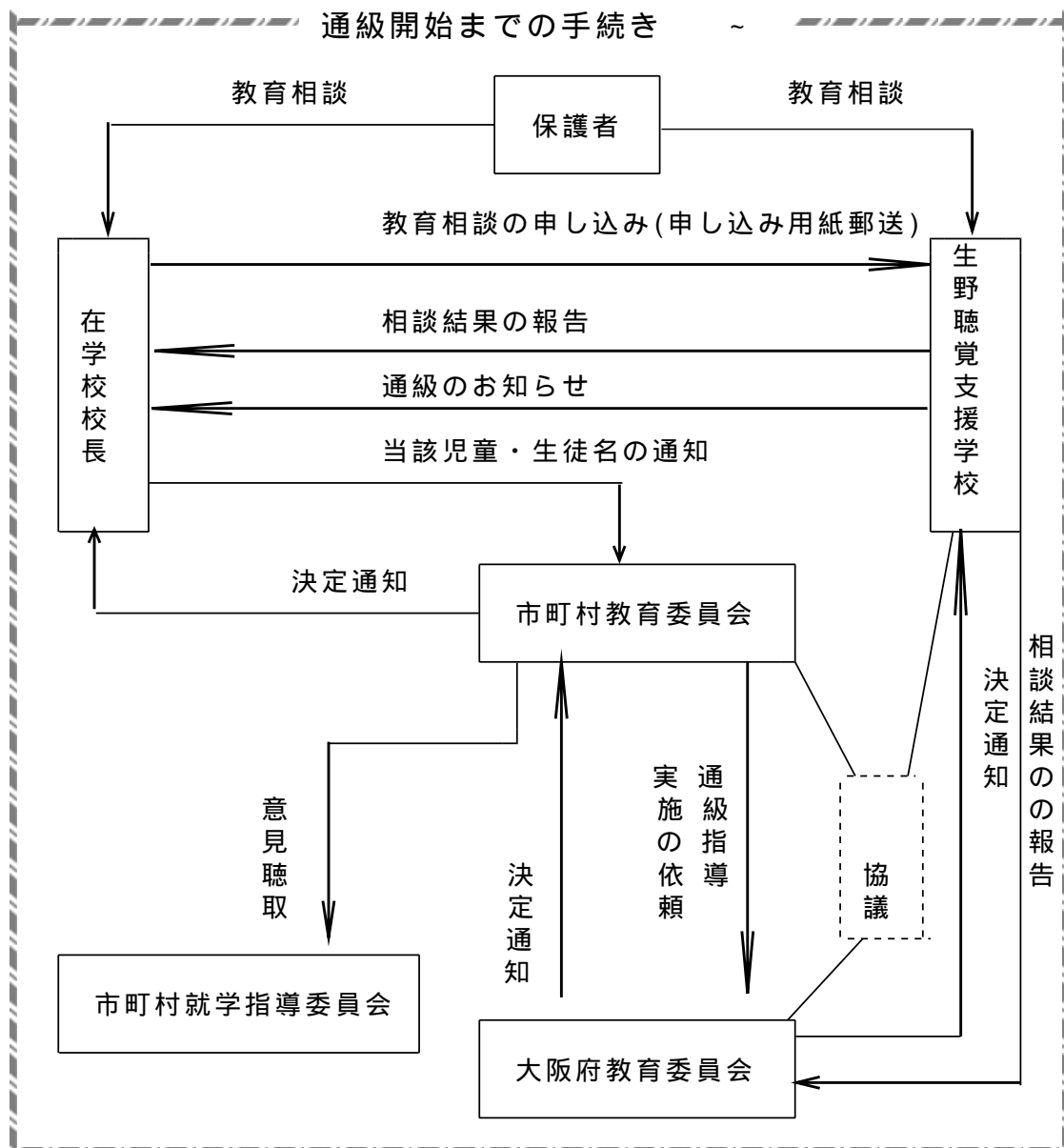
\* 子どものニーズに合わせて、回数や指導単位時間数等の時間設定をします。

## 6 通級開始から終了までのシステム

### (1) 通級開始のシステム

- A 4月初旬に、各市町村教育委員会のご協力を仰ぎ、各学校宛に「生野聴覚支援学校通級指導入級手続きについて(ご案内)」を配布する。
- B 小・中学校長(以後在籍学校長)は、通級希望の保護者と教育相談(図の )後、生野聴覚支援学校長に教育相談申込書を郵送する。(図の )
- C 通級教室にて、保護者・本人・在籍学校担任等との教育相談(面談・諸検査)を実施する。(図の ) 必要な場合は医療機関の診断を受ける。  
生野聴覚支援学校は教育相談の結果を在籍学校長と府教委に報告する。(図の )
- D 通級指導を要する場合は、在籍学校長より市町村教育委員会へ当該児童生徒の通級指導に係る通知をする。(図の )
- E 市町村教育委員会は府教育委員会へ「協議のための資料」を添付し、通級による指導の実施に係る依頼をする。(図の )
- F 「協議のための資料」をもとに市町村教育委員会、聴覚支援学校、府教育委員会の関係者で協議をする。(図の )  
協議事項(指導開始日、指導曜日、指導時間、指導内容、学校間の連絡方法、変更時の対応、一定期間での成果の検討等)
- G 協議事項に基づき、府教育委員会が「通級による指導」の実施の決定を起案する。  
(1)市町村教育委員会へ決定通知し、市町村教育委員会は、在籍学校長に決定通知を行う。(図の と )(特別の教育課程を編成)  
(2)府立生野聴覚支援学校へ決定通知をする。  
(市町村教育委員会からの実施依頼状を添付)(図の )
- H 生野聴覚支援学校通級教室から、在籍学校長に通級にともなう事務連絡(「通級のお知らせ」送付)を行う。(図の )

\* 年度途中の教育相談は、随時行う。



## ( 2 ) その後のシステム

- ・ 在籍学校へ学期に1度「通級指導の報告」を書面で報告する。
- ・ 年に1度在籍学校の担任を訪問し、懇談する。
- ・ 在籍学校担任等の通級指導の参観や懇談は、随時受け付ける。  
\* 参観や懇談を希望される場合は前日までに連絡ください。

## ( 3 ) 終了のシステム

- ・ 通級児童生徒の障がいの状態が改善されたとき、保護者、在籍学校長、担任との協議で終了を決定する。
- ・ 通級指導の終了を在籍学校長は市町村教育委員会に申請する。  
市町村教育委員会は市町村就学指導委員会に意見を聴取し、教育的、心理的、医学的な観点から通級指導の終了を判断する。その結果を在籍学校長・生野聴覚支援学校長・府教育委員会に対し通知する。

## 年間の主な活動・年間計画

### 1学期

	通級教室の主な活動	研修計画	学校(部)行事
4月	20年度通級教室要項 配布 ・1学期の活動・研修打ち合わせ 20年度教育相談入級の案内配布、集約(申し込み締め切り30日) 応募児童生徒の面談・検査 ・教育相談結果報告の作成 ・府教委への報告	年間の研修計画作成 担当者会議(ケース研修会) 他校研修	入学式・始業式(4/8) 遠足(4/24) 東桃谷小学校との交流(対面式)4/28
5月	・新規児童生徒の通級時間割作成 ・指導計画の作成 ・在籍校への連絡 新規児童生徒の通級開始(5/19) 通級入級式、小学部各学年との交流(5/21) 教育相談(毎週木曜日) 在籍校の訪問と懇談 共同研の案内配布	大阪三校通級担当者研修会(4/30) 担当者会議(ケース研修会) 他校研修	創立記念日(5/2) 三校交流会(5/22) インテグレート児交流会(2年)
6月	在籍校の訪問と懇談 教育相談(毎週木曜日) 「通級指導教室だより」の作成・配布	担当者会議(ケース研修会) 共同研究会(6/20)	インテグレート児交流会(1・2年) 休日参観(6/8) 代休(6/9)
7月	在籍校への指導報告書 作成・送付 保護者面談 教育相談(毎週木曜日) 進路教育相談会(7/9) 1学期正規通級指導の最終日 7/14 補充通級指導 7/8~7/17 夏季休業中の教育相談(諸検査7/22~28) お楽しみ会(7/30)	担当者会議(ケース研修会) 近畿聾学校研究会 地域支援・通級部会(7/31)	インテグレート児交流会(1・2年) 短縮授業(7/11~17) 終業式(7/18) 夏休み
8月	ひまわり交流会(8/28) 夏季休業中の教育相談(諸検査8/27~29)	諸検査等に関する研修、その他の研修	ひまわり交流会(8/28 ろう学生と交流)

## 2 学期

	通級教室の主な活動	研修計画	学校(部)行事
9月	2学期の活動・研修打ち合わせ 教育相談(毎週木曜日) 2学期通級開始(9/8)	担当者会議(ケース研修会)	始業式(9/1) 短縮授業(9/2~10)
10月	教育相談(毎週木曜日) 在籍校への訪問・懇談	担当者会議(ケース研修会) 他校研修	小学部運動会(10/5) 代休(10/6) インテグレート児交流会(1・2年) 遠足・三校交流会(10/23)
11月	「通級指導教室だより」の作成・配布 在籍校の訪問と懇談 教育相談(毎週木曜日) 4年生の交流会(本校児童、インテグレート児、通級児の交流会 11/15)	担当者会議(ケース研修会)	インテグレート児交流会(1・2年) 小学部文化祭(11/15) 代休(11/17) 4年生の交流会(11/15) 東桃谷小学校との交流(学年交流)
12月	在籍校への指導報告書 作成・送付 教育相談(毎週木曜日) 2学期正規通級指導の最終日12/22 補充通級指導 12/16~20 冬季休業中の教育相談(諸検査12/25、26)	担当者会議(ケース研修会) 通級指導教室担当者会	インテグレート児交流会(1・2年) 終業式(12/24) 冬休み

## 3 学期

	通級教室の主な活動	研修計画	学校(部)行事
1月	・3学期の活動・研修打ち合わせ 冬季休業中の教育相談(諸検査1/4) 教育相談(毎週木曜日)	担当者会議(ケース研修会) 他校研修	始業式(1/8) インテグレート児交流会(1・2年) WANPAKU交流会(1/16) (府内の聴覚障がい児1~6年)
2月	21年度要項作成 21年度通級指導教室案内送付(市教委等) 通級指導教室説明会(該当本校幼稚部保護者) 教育相談(毎週木曜日)	担当者会議(ケース研修会)	インテグレート児交流会(1・2年) マラソン大会(2/5)
3月	在籍校への指導報告書 作成・送付 保護者懇談 教育相談(毎週木曜日) 正規通級指導の最終日3/16 補充通級指導(3/12~23) 20年度通級指導終了 ・次年度の活動・研修打ち合わせ	担当者会議(ケース研修会)	インテグレート児交流会(1・2年) 卒業式(3/13) 終業式(3/24) 春休み

## 運営の実際

### 1 通級教室のお知らせ（教育相談募集について）

通級指導教室のお知らせ

平成20年 月 日

各市町村 教育委員会  
特別支援教育主管課長様

大阪府立生野聴覚支援学校長 坂井 美恵子

### 生野聾学校通級指導入級手続きについて

早春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、本校では下記のとおり平成20年度通級指導教室を開講することになりました。  
つきましては、貴管内の小・中学校へ別紙（～）案内を本校より送付させていただく  
ことを申し添えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 名称 大阪府立生野聴覚支援学校（通級指導教室）  
所在地 〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号  
最寄り駅 JR・近鉄・地下鉄「鶴橋」駅 南へ400m  
JR「桃谷」駅 北へ400m
- 2 対象 聴覚障がいをもつ児童生徒(但し難聴学級在籍児・生徒は含まない)  
軽度の言語障がいをもつ児童生徒
- 3 内容 学 習：「自立活動」に含まれるもの（聴能、発音・発語、言語学習等）  
検査等：聴覚に関する諸検査、発音に関する諸検査  
補聴器の検査・適合等  
ことばに関する検査  
教育相談
- 4 開始時期 平成20年5月中旬

詳細は本校首席までお問い合わせ下さい。  
本校は来年度4月1日より、大阪府立生野聴覚支援学校と校名変更されます。

大阪府立生野聴覚支援学校
首席 辻 均
TEL 06-6717-3366
FAX 06-6717-5865

通級指導教室のお知らせ

## 別紙

平成20年 月 日

(小・中) 学校長様

大阪府立生野聴覚支援学校長 坂井 美恵子

### 生野聴覚支援学校通級指導入級手続きについて(ご案内)

春暖の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では下記のとおり平成20年度通級指導教室を開講することになりました。

つきましては、教育相談・通級指導のご希望がある場合は、活用していただきたくご案内いたします。併せて、貴校に該当する児童・生徒がおられましたら、同封いたしました保護者宛の「生野聴覚支援学校通級指導入級手続きについて(ご案内)」を保護者に配付いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 名称 大阪府立生野聴覚支援学校 (通級指導教室)  
所在地 〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号  
最寄り駅 JR・近鉄・地下鉄「鶴橋」駅 南へ400m  
JR「桃谷」駅 北へ400m
- 2 対象 聴覚障がいのある児童生徒(但し難聴学級在籍児・生徒は含まない)  
軽度の言語障がいを有する児童生徒
- 3 内容 学習:「自立活動」(聴能、発音・発語、言語学習等)

検査:聴覚、発音に関する諸検査  
補聴器の適合・検査等  
ことばに関する検査

通常学級在籍児へは、訪問指導の支援もしています。

- 4 通級指導(教育相談)の申し込み  
本校教頭まで電話で申し込み(同時に市教委へ報告)  
教育相談申込書を本校宛郵送 本校担当者から電話による日程調整  
教育相談実施 結果報告 協議 (決定者)通級開始
- 5 教育相談申し込み期間 平成20年4月8日~4月30日  
この期間以降の年度途中の申し込みは二学期に受け付けます。  
日程など詳細は担当者までお問い合わせください。

大阪府立生野聴覚支援学校	通級指導担当
TEL 06-6717-3368	(小学部)
	06-6717-3366 (代表)
FAX 06-6717-5865	

通級指導教室のお知らせ

## 別紙

平成20年 月 日

保護者の皆様

大阪府立生野聴覚支援学校長 坂井 美恵子

### 生野聴覚支援学校通級指導入級手続きについて（ご案内）

陽春の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では下記のとおり通級指導教室を開設することになりました。

本年度は下記の要領で通級児童・生徒を募集しています。教育相談や通級指導を希望される場合は、気軽に相談・活用していただきたくご案内申し上げます。

#### 記

- 1 通級指導 平成20年5月中旬より始める予定です。  
週1回程度(1単位時間は45分)  
保護者同伴  
通級の曜日・時間・内容は、個々に応じて決めます。
- 2 場 所 大阪府立生野聴覚支援学校（通級指導教室）  
所在地 〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号  
最寄り駅 JR・近鉄・地下鉄「鶴橋」駅 南へ400m  
JR「桃谷」駅 北へ400m
- 3 対 象 聴覚障がいのある児童生徒（但し難聴学級在籍児・生徒は含まない）  
軽度の言語障がいを有する児童生徒
- 4 内 容 学習：「自立活動」（聴能、発音・発語、言語学習等）  
  
検査：聴覚、発音に関する諸検査、補聴器の検査・適合等  
ことばに関する検査  
通常学級在籍児へは、訪問指導の支援もしています。
- 5 教育相談申し込み先 所属学校の学級担任（別紙通級教育相談申込書）
- 6 教育相談申し込み期間 平成20年4月8日～4月30日  
この期間以降の年度途中の申し込みは二学期に受け付けます。
- 7 その他 費用は教育委員会が行う公的な通級指導教室ですので無料です。  
申し込み受付後、教育相談日時を通級指導担当者より在籍校へ連絡させていただきます。  
なお、詳細についてのお問い合わせは、担当者まで電話・FAXにてお願いいたします。

大阪府立生野聴覚支援学校 通級指導担当
TEL 06-6717-3368 (小学部)
06-6717-3366 (代表)
FAX 06-6717-5865
E-MAIL Tuky2@ikuno-r.osaka-c.ed.jp

## 2 教育相談について

### (1) 教育相談の申し込み

生野聴覚支援学校通級指導教室の教育相談を希望される保護者は、下の「通級教育相談申込書」を在籍学校の担任に提出してください。それを受けて、在籍学校長より生野聴覚支援学校に、教育相談の申し込みがあります。

申し込み受付後、教育相談日時を通級指導担当者より連絡させていただきます。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

別紙

## 通級教育相談申込書

平成20年 月 日

生野聴覚支援学校 通級指導教室の教育相談を受けたいので申し込みます。

児童・生徒名	年 月 日 生		男 ・ 女
学 校 名	市立 小・中 学校 年 組		
TEL〔FAX〕	TEL ( )	〔FAX ( ) 〕	
担 任 名			
保 護 者 名			
住 所	〒 -		
TEL〔FAX〕	TEL ( )	〔FAX ( ) 〕	

## ( 2 ) 教育相談の内容

教育相談の内容は以下のとおりです。  
医療機関での検査結果があればご持参ください。

本人及び保護者との面談  
教育相談内容の聞き取り  
教育相談アンケートの記入

検査（必要に応じて行います）

< 聞こえに関する検査 >

- ・ 純音聴力検査
- ・ 補聴器特性検査
- ・ 装用閾値検査
- ・ 語音聴力検査

< 発音に関する検査 >

- ・ 発音状況調査
- ・ 自由会話

## ( 3 ) 教育相談結果の報告

教育相談結果は在籍学校長に次の形式で報告します。

学校長様  
年 組 担任 先生

大阪府立生野聴覚支援学校通級指導教室

通級指導教室教育相談結果報告

お申し込みのありました貴校在籍児童の教育相談における面談・検査の結果を下記のとおり報告いたします。(教育委員会へ本児の「通級指導に係わる通知」をお願いいたします。)

年 組	児童・生徒氏名	実施日 年 月 日
検査結果 および 所見	<p>&lt; 聞こえに関する検査 &gt;                      詳細は別紙「AUDIOGRAMと補聴効果」参照                      ・ 純音聴力検査：平均聴力レベル 右    dB    左    dB</p> <p>&lt; 発音に関する検査 &gt;</p> <p>検査態度：</p>	
	<p>&lt; 意見 &gt;                      特に問題は見られない。                      通級指導を要す。                      その他</p>	
保護者の通級希望の有無	有 ・ 無	

上記の結果等につきまして質問等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

### 3 在籍学校への通級事務連絡（聴覚支援学校への通級の場合）

生野聴覚支援学校通級指導教室通級開始にあたって以下の内容を在籍学校へ連絡します。

平成20年 月 日

学校長様  
年 組 担任 先生

大阪府立生野聴覚支援学校通級指導教室

## 生野聴覚支援学校通級指導教室 通級のお知らせ

先日、教育相談をしました 年 組 さんの通級日、時間が下記  
のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

通級日 毎週・隔週・月 回 曜日 時 分より  
なお、初回指導日は 月 日（ ）です。

通級に関して(この内容については保護者にお知らせしています)

- 1 保護者同伴で、始まりの時間に遅れないようにお越し下さい。  
(なお、聴力・発音検査等で変更する場合はその都度お知らせします。)  
登校時は、小学生は小学部玄関から、中学生は中学部玄関からお入り下さい。通級生用の靴箱があります。  
上履きと筆記用具を持参ください。
- 2 欠席されるときは、必ず在籍の小・中学校の教頭先生を通じて、生野聴覚支援学校にFAXにて連絡して下さい。
- 3 非常時及び交通機関のストライキ等で、通学事情に異常が生じた場合は、本校児童の授業の扱いと同じとします。朝、8時の時点で、ストあるいは気象警報が解決・解除されていない場合は、臨時休業となります。
- 4 本校の行事日・式日等は、通級指導はありません。いずれも、事前にお知らせしますが、急な場合は貴校に電話もしくはFAXで連絡させていただきます。

校長先生・担任の先生へ

- 1 学期末・学年末に通級指導教室での指導内容や様子について書面にてお知らせします。児童・生徒、保護者には別途お知らせします。  
なお個人情報にあたりますので、取り扱いにはご配慮かたお願いいたします。
- 2 通級指導教室の授業参観や通級児童に関する相談は、ご連絡いただければいつでも結構ですのでお越しください。その場合前日までに連絡ください。
- 3 通級指導担当者の在籍学校訪問及び懇談を予定しています。貴校のご都合をお知らせいただければ幸いです。

今後とも連携を密にしたいと存じますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 3 在籍学校への通級事務連絡（巡回指導）

生野聴覚支援学校通級指導教室通級開始にあたって以下の内容を在籍学校へ連絡します。

平成20年 月 日

学校長様  
年 組 担任 先生

大阪府立生野聴覚支援学校通級指導教室

## 生野聴覚支援学校通級指導教室 通級のお知らせ

先日、教育相談をしました 年 組 さんの通級日、時間が下記  
のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

通級日 毎週・隔週・月 回 曜日 時 分より  
なお、初回指導日は 月 日( )です。

通級に関して(この内容については保護者にお知らせしています)

- 1 始まりの時間に遅れないように児童生徒を学習教室に来させてください。
- 2 欠席されるときは、必ず在籍の小・中学校の教頭先生を通じて、生野聴覚支援学校にFAXにて連絡して下さい。
- 3 非常時及び交通機関のストライキ等で、通学事情に異常が生じた場合は、本校児童の授業の扱いと同じとします。朝、8時の時点で、ストあるいは気象警報が解決・解除されていない場合は、臨時休業となります。
- 4 本校の行事日・式日等は、通級指導はありません。いずれも、事前にお知らせしますが、急な場合は貴校に電話もしくはFAXで連絡させていただきます。

校長先生・担任の先生へ

- 1 学期末・学年末に通級指導教室での指導内容や様子について書面にてお知らせします。児童・生徒、保護者には別途お知らせします。  
なお個人情報にあたりますので、取り扱いにはご配慮かたお願いいたします。
- 2 通級指導教室の授業参観や通級児童に関する相談は、ご連絡いただければいつでも結構ですのでお越しください。その場合前日までに連絡ください。
- 3 通級指導担当者の在籍学校訪問及び懇談を予定しています。貴校のご都合をお知らせいただければ幸いです。

今後とも連携を密にしたいと存じますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

(2)通級指導記録

通級日毎に記録します。

大阪府立生野聴覚支援学校 通級指導教室

## 学習の記録、連絡事項

年 月 日

○学習の記録

	学習の内容	学習の状況
発音・発語 学習		
ことば学習		
聴覚学習		
ことばの学習		

○連絡事項、次回までの課題等[次回通級日 月 日( ) 時 分～]

--

学校や家庭からの連絡

.....
.....
.....
.....
.....
.....

## 5 在籍学校への指導報告

### (1) 在籍学校への学期毎の指導報告書

学期に一度、指導内容と児童生徒の状況報告をします。

平成 年 月 日

年 組 担任 学校長様 先生

大阪府立生野聴覚支援学校通級指導教室

## 平成20年度 学期の指導報告

通級児童生徒の指導内容と様子を以下の通り報告します。

児童 氏名 生徒	(第 学年 組 男・女)										
通級指導 担当者	聴能：		聴能諸検査：								
	発音・発語：										
	コミュニケーション：										
通級指導の 曜日・時間	週 曜日		PM	:	~	:					
指導日											
備考											
今学期の指導計画											
児童の状況											

(2) 在籍学校への学年末の指導報告書

学年末に「通級による指導の記録」を報告します。

平成21年 3月 日

平成20年度 通級による指導の記録

大阪府立生野聴覚支援学校長 坂井 美恵子

児童 氏名 生徒	(第 学年 組 男・女 )												
在籍学校												校長名	
通級指導期間	平成20年 月 日 ~ 平成21年 月 日 ( 毎週・隔週・月 回 曜日 )												
指導形態	週 単位時間 (午後 時 分 ~ 午後 時 分)												
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
通級予定日数													
通級した日数													
備考													

指導事項の概要	
所見	

6 通級終了の通知

通級終了が決定したとき、市町村教育委員会より在籍学校長へ通知されます。

1 改正等の趣旨

今回の改正等は、小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）に在学する心身の障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対する指導の一層の充実を図る観点から、小学校などの通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合に、特別の教育課程によることができることとする趣旨であること。

2 改正等の内容

（1）学校教育法施行規則の一部改正

(1) 小学校等において、次の一から八に該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く）のうち当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしたこと。

（第73条の21第1項関係）

\* 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者 六 学習障害者  
七 注意欠陥多動性障害者 八 その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

(2) 「学校教育法施行規則第73条の21第1項各号の1に該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次の(1)及び(2)に定めるところにより、当該児童生徒の心身の故障に応じた特別な指導を、小学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとしたこと。

\* 「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）【平成18年3月31日】」により変更されました

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令153号）その第7条の6

聾学校の小学部または中学部において、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）で文部科学大臣が定める心身の故障を有するものに対して当該心身の故障に応じた特別な指導が行われる場合にあっては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

第11条

第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指す教職員定数の改善

抜粋

1 趣旨

基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（平成13～17年度までの5年計画）をスタートさせる。

2 内容

教員1人当たり児童生徒数を欧米並みの水準に改善

特殊教育諸学校における教職員定数の改善

3 項目別改善事項

特殊教育諸学校

聾学校通級担当教員 改善総数194人 軽度の言語障害・難聴児童生徒への対応

聾学校×2

13年度要求数38名

## b 通級による指導

学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定に基づく通級を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間帯を十分考慮すること。

## (1) 障害の種類及び程度

## ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れが有る者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## エ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## (2) 留意事項

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は以下のとおりであること。

ア 学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同項の規定により特別の教育課程編成して指導を行う場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果などを記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的に情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるように十分に配慮すること。